

第17期第1回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

- 1 開催日時
令和6年6月20日（木） 午前10時00分から
- 2 開催場所
県庁行政棟10階 特9会議室
- 3 出席者（五十音順）
井上真由美委員
江島玲子委員
小出洋委員
権藤光枝委員
富山敦委員
中原清美委員
村上英明会長
山元規靖委員
- 4 審査事項
(1) 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正について
(2) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について
(3) 福岡県個人情報保護審議会運営要領の一部改正について
- 5 その他
- 6 会議の内容

【事務局】

委員の任命、会長の選任、各部会委員の指名等について説明

【村上会長】

各職の選任は以上でございます。ありがとうございました。

それでは、本日の審議、報告事項に入りたいと思います。

お手元の議事次第の3番、議事でございます、3件ございます。この3件ですがいずれも（1）の案件にリンクする問題となっております。

それでは、本日第1件目、1の福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正についてというところでお願いしたいと思います。

本日は実施機関の行財政支援課の担当の方に来ていただいておりますので、御報告をお願いいたします。よろしくどうぞ。

【実施機関】

福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課の副課長をしております瀬頭と申します。よろしく願いいたします。

【村上会長】

どうぞお座りいただいて。

【実施機関】

本日は、戸籍の附票を本人確認の基盤として活用いたします附票連携システムの運用が本年の5月27日に開始されたことに伴いまして、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程を一部改正いたしますので、その件について御報告をさせていただきます。

改正の内容につきましては、詳細を担当から説明させていただきます。

【実施機関】

では、担当しております市町村振興局行財政支援課の岩本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の方から、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正について御説明をさせていただきます。

令和元年5月31日にデジタル手続法が公布されまして、令和6年5月27日から附票連携システムの運用が開始されました。お配りしております資料で縦書きの右側に「総務省告示第173号」と記載のございます資料、こちらを御覧いただけたらと思います。

同日付けでこちらの「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示」が施行されましたので、こちらの内容を反映させ、題名も「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運用管理規程」と改正し、6月18日に公布及び施行いたしましたので、御報告をさせていただきます。

まず、附票連携システムにつきまして、昨年度の審議会第2部会におきまして御審議をいただきまして、既に答申もいただいているところではございますが、再度、概要について御説明します。

「附票連携システムの概要」と記載のございます資料を御覧ください。

附票連携システムとは、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するためのシステムです。

こちらの図を御覧ください。

左側に市町村、中央に都道府県、右側に機構が記載されています。こちらの機構というのが、下段の2の用語の説明欄にございますとおり、地方公共団体情報システム機構のことを指しております。住民基本台帳法に基づき住基ネット・附票連携システムの開発や運用管理を行う機関で、附票全国サーバを管理しております。

左枠内一番端に戸籍附票システムというのがございます。こちらが各市町村で運用されている戸籍の附票に関するシステムのことでありまして、市町村内に、「CS」と記載がございますが、正式名称は、コミュニケーションサーバといいます。こちらのサーバを置くことで市町村の戸籍附票システムの情報を附票連携システムに接続することが可能となっております。

コミュニケーションサーバの右側に取り扱う情報を記載しておりますが、こちらを附票本人確認情報と言っております。氏名、性別、生年月日及び住所の4情報に加えまして、住民票コード、さらにこれらの変更情報を指しております。

市町村において住民の方の異動が発生いたしますと、図の左枠内の戸籍附票システムからコミュニケーションサーバへ異動情報が通知され、コミュニケーションサーバの情報が更新されます。同様の異動情報がコミュニケーションサーバから図の中央の附票都道府県サーバへ、附票都道府県サーバから附票全国サーバへ通知されることで附票都道府県サーバと附票全国サーバの情報が更新されます。

また、附票連携システムでは附票本人確認情報の利用と提供ができます。この際、国外転出者に係る事務処理に関し、マイナンバー法で認められた場合に限り、当該個人の住民票コードを用いて住民基本台帳ネットワークシステムで保有しております都道府県知事保存本人確認情報からマイナンバーを抽出いたしまして取り扱う場合がございます。提供又は移転後、マイナンバーは附票連携システム内に保有されることはございません。

附票連携システムを導入することにより、国外転出者を含め、マイナンバーカードによる本人確認、マイナンバーの真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待されます。

なお、従来からございます住民基本台帳ネットワークシステムの概要につきましては、(参考)とございますこちらの資料を添付しております。

附票連携システムは住基ネットを利用して構築をされておりますので、基本的な構成は同様でございます。なお、住基ネットで取り扱う情報は本人確認情報と言っております。氏名、性別、生年月日及び住所の4情報に加えまして、住民票コード、マイナンバー、さらにはこれらの変更情報のことを指しております。

次に、朱書きをしております改正後の運用管理規程と新旧対照表を御覧ください。

これまで行っておりました福岡県住民基本台帳ネットワークシステムと同様に福岡県附票連携システムの運用管理を実施できるよう、今回改正をいたしました。

以上で福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正について、御報告を終わらせていただきます。

【村上会長】

ありがとうございました。

これは、御説明ありましたように、前年度の第2部会でも諮られておられるのですね。

【実施機関】

ええ、そうですね。

【村上会長】

第1部会にいたので、意味も分からずにすみませんでした。では、実際に法律改正に基づいて福岡県の管理規程を改正されたのですよね。

【実施機関】

そうですね。

【村上会長】

ということで、今日は報告という形ですね。

【実施機関】

報告という形、はい。

【村上会長】

それでは、委員の皆さん方から、どこからでも結構でございます、御質問ないし御意見がございましたらお願いしたいのですが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、先生。

【山元委員】

お聞きしたいのですが、これは多分、一部改正で補足されていると思うのですが、**「磁気ディスク」**という言葉はもう古くなっていて、今のコンピューターに磁気ディスクはもうないのですが、これに関して、何か補足とか、これはこれに置き換えるとか、そういうところがあるのでしょうか。

【村上会長】

お願いします。どうぞ。

【実施機関】

こちらの縦書きの告示に関しては総務省の方で改正されているものになってくるのですね。現状を申し上げますと、特に変更の規定とかは見受けられないように思います。もし改正される場合などには国の方から示されまして、改正についての検討が今後進められていくのではないかなと思います。現時点で我々の方から申し上げることはできない状況です。

以上です。

【山元委員】

現状ではほとんど磁気ディスクという認識でよろしいのでしょうか。それとも一部、システム基盤みたいな感じなのでしょうか。

【実施機関】

細かい構成の方が……。

【山元委員】

そういう事案があったときにはそれを置き換えるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【実施機関】

恐らくもし本当に変わってしまった場合は変更されると思うのですが、現状、国の規定の方では磁気ディスクというものは残ったままになっております。

【村上会長】

ああ、そうですか。

【山元委員】

今の若い子に磁気ディスクを見せると驚きますよね。見たことがないというふうに出てきて、時代が……。

【村上会長】

それはそうですね、どんどんどんどん加速度的に進みますからですね。

【山元委員】

ですね。すみません、ちょっと引っかかりただけです。

【村上会長】

いえいえ、御専門の立場からありがとうございました。

ほかにございますか。小出委員どうぞ。

【小出委員】

すみません、今期から委員に就任したため、経緯を知らないのですが、附票連携システムというのは住民基本台帳ネットワークの上に乗っかっているようなシステムなのですか。ほとんど同じに見えるのですが。要するに、基盤は流用しているというか、それに何か追加しているシステムなのかという。

【実施機関】

システムは別物になります。

【小出委員】

別システムなのですか。別システムだけど、ほとんど構成は同じ……。

【村上会長】

同じと思います。

【小出委員】

この附票連携システムには都道府県サーバというのがあって、機構にも全国サーバというのがあるのですが、住基ネットワークにはないのですが、この違いというのは、聞いたら分かるのですか。

【実施機関】

住基ネットの方にも都道府県サーバはあって。

【小出委員】

図にはないけど、省略されているだけですか。

【事務局】

そうですね。今回、あくまで参考に付けさせていただいております関係で……。

【小出委員】

本当はあるのですね、ちゃんと。

【実施機関】

はい、存在しております。

【小出委員】

もう一つ質問ですけど、この総務省の告示に電気通信回線というのがあるのですが、この附票連携システムには具体的にはどんなもの、例えば専用線だとか、インターネットを暗号化して使っているとか、そういう……。

【実施機関】

専用の線になります。

【小出委員】

専用線を引いているのですか。

【実施機関】

はい。

【小出委員】

ありがとうございます。

【村上会長】

ほかに何かないでしょうか。

これも国の法律改正に基づいてせざるを得ない体制ということで。

【実施機関】

そうですね。

【村上会長】

担当が大変だったと思いますけどですね。

【小出委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【村上会長】

よろしいでしょうか。

【小出委員】

はい。

【村上会長】

ほかにごいませんでしょうか。

それでは、本件の報告につきましては、了承という形でよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【村上会長】

ありがとうございました。

それでは、1件目の報告は以上で終了いたします。担当の方、ありがとうございました。

それでは、2件目に入ります。

2件目は、御承知のように、県の個人情報保護条例が廃止になりました後、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例というのができました。その一部改正についてということで、これを事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

東本でございます。よろしく願いいたします。

議題のとおりでございますが、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例について、一部改正を行っております。

お手元でございます「条例の改正の概要」を御覧ください。

先ほどの説明にもありましたとおり、本改正は、住民基本台帳法が改正され、附票本人確認情報の処理及び利用の制度が設けられたことに伴い、各都道府県において、附票本人確認情報の保護に関する審議会を設定することが義務付けられたことから、条例の第10条（福岡県個人情報保護審議会の設置）の第1項第3号に本審議会が調査審議し、及び建議する事項として附票本人確認情報を追加したものでございます。

条例の変更箇所につきましては、資料の2ページ目、新旧対照表のとおりでございます。

今後、2部会の委員の皆様におかれましては、住民基本台帳法の本人確認情報と併せまして、附票本人確認情報についても利用又は提供の運用に変更が生ずるような場合等には調査、審議等を行っていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたし

ます。

【村上会長】

よろしいですかね。ありがとうございました。

法の制定により、個人情報保護審議会、この役割がかなり狭まったと思いますが、その所掌事務の中に本日の規程改正に伴う審議案件、附票本人確認情報が入ることになったということで御報告でございます。

いかがでしょうか。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【全委員】

なし。

【村上会長】

それでは、条例改正につきましては御報告を承りました。ありがとうございました。

続いて、3件目ですね。

福岡県個人情報保護審議会運営要領の一部改正についてです。これも事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

先ほどの資料の4つ目、新旧対照表を御覧ください。

先の条例改正と併せまして、福岡県個人情報保護審議会運営要領第2条を改正し、第2部会の所掌事務に附票本人確認情報の保護に関することを追加することとしております。

報告は以上でございます。

【村上会長】

はい。運営要領にも書き込んだということでございますが、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【全委員】

なし。

【村上会長】

ございませんようでしたら、本件は審議会として承ったということにさせていただきますと思います。

それでは、本日予定しておりました報告案件につきましては以上の3件で終了でございますが、最後に、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

今後の日程についてでございます。

今年度、全体会につきましては、当面、開催の予定はございません。

第2部会につきましては、番号利用法に基づく特定個人情報保護評価に関する第三者点検を行う予定がございます。開催時期は12月を見込んでいます。具体的な日時につきましては追って御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、第16期から引き続き御就任いただいている第1部会の委員の皆様には、お手元に第20回第1部会の会議録を配付しております。修正等がございましたら御連絡いただければと存じます。

なお、第19回第1部会の会議録につきまして、後ほど村上会長に御署名をお願いい

たします。

事務局からは以上です。

【村上会長】

ありがとうございました。

私の方から1件だけ。形式的なことですけど、本日、全体会という形で委員の皆様にお集まりいただきまして、最初にありました辞令交付、それから会長、会長職務代理者の指名等については全体会の議案ですけど、あとの住基ネットの方は、本来であれば、第2部会で審議することですかね。

【事務局】

そうですね。一つ目の議題については、本来2部会で報告させていただくものですが、当面の間、2部会の開催予定がないため、本日、全体会の場を借りて御報告させていただきました。

【村上会長】

ええ、それはいささかも差し支えないのですが、形の上では一応そういうことですね。

【事務局】

そうですね、はい。

【村上会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議題を全て終了いたしましたので、本日の全体会を終了いたします。

委員の皆様方、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。